

## 会 議 録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-3981-4201

附属機関又は 会議体の名称		豊島区自治推進委員会(第3回)
事務局(担当課)		政策経営部企画課
開催日時		平成24年10月12日(金) 18時00分~20時00分
開催場所		第二委員会室(本庁舎4階)
会議次第		議事 1. 条例改正等に関する考え方 2. その他
公開の 可否	会議	■公開 □非公開 □一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	■公開 □非公開 □一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	江上涉(立教大学社会学部教授)・小原隆治(早稲田大学政治経済学術院教授)・浅野有司(東京商工会議所豊島支部不動産文科会副分科会長)・石川智枝子(豊島区青少年育成委員会連合会会長)・伊藤登(元気!ながさきの会副代表)・猪野美佐子(区民ひろば西池袋運営協議会会長)・田中幸一郎(豊島区町会連合会副会長)・寺田晃弘(豊島区民生委員・児童委員協議会会長)・中根里香(公募)・平井憲太郎(特定非営利活動法人としまユネスコ協会代表理事)・高橋佳代子(区議会議員)・磯一昭(区議会議員)・永野裕子(区議会議員)・垣内信行(区議会議員)・吉川彰宏(政策経営部長)・水島正彦(副区長)  欠席:長岐静枝(豊島区身体障害者福祉協会事務局次長)・高木義男(公募)・加藤竹司(池袋西口駅前環境浄化推進委員会委員長)
	事務局	企画課長・広報課長・セーフコミュニティ推進室長・総務課長・区民部長・区民活動推進課長・地域区民ひろば課長

## 審議経過

### ・議事

○事務局 大変遅れて申しわけございません。お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

それでは、小原会長よろしく願いいたします。

○小原会長 それでは、第3回の委員会の議事に入りたいと思います。今日は皆様お集まりいただきましてありがとうございます。

最初に、議事録についてですけれども、議事録をお送りいたしております。大小の訂正が必要な事項がございましたら事務局まで申し出ていただきたいと思います。それを待つて議事録確定ということにしたいと思っています。

それから、今、事務局からも説明がございましたけれども、前回、なかなか議論百出でございまして、資料をまとめるのに時間がかかった事情がございまして、お送りするのが遅れたことを私からもおわびを申し上げます。お手元には、お送りしたものの、参考資料が一つ、3-1ですけれども、それから、配付資料が3-1、3-2と2種類、合計3種類でございます。それに即して、最初に事務局から御説明をいただきたいと思っていますので、よろしく願いします。

○事務局 事務局でございます。せんだって、いろいろこちらでこれまで御用意させていただいてございました資料、コミュニティの考え方ということに不都合がございまして、最後、あるいは途中で御質問をA委員から頂戴をいたしました。こちらでも御指摘を重く受けとめまして、当然のことでしたけれども、改めてコミュニティ、あるいは豊島区の自治推進基本条例で想定をしているコミュニティとは何かというものにつきまして、前回というのも変ですけれども、自治推進基本条例策定時に考えたコミュニティに関する資料ということをもう一度復習をするということで、当時の担当でございました現在の広報課長からその考え方等について御案内をさせていただいた上で、本日、御用意させていただいた資料の説明に入らせていただきたいと思います。

○広報課長 済みません、座ったままで失礼いたします。

自治推進基本条例を策定する際に、区民会議という会議体、それから、策定のための検討委員会というような2年間にわたって審議を行なっていただきました。その中でも特にコミュニティというのは中心的な課題であり、大変、時間をかけて議論をした記憶がございまして。そのコミュニティをどのように定義するかということが一つ大きな課題としてありました。そのときに、A委員から前回も御指摘いただきましたけれども、この資料のちょうど左側の四角で囲んである枠の真ん中の枠を見ていただきたいのですが、それまで多くの自治体といいますか、先行している自治体の中でコミュニティの定義、参考資料3-1です、申しわけございません。定義については、末尾のところを見ていただくと共通しているのがわかると思いますが、そういう地域を基盤とした多様なつながり、組織、集団というような定義が多くございました。それについて、果たして本当にそうなのだろうか、もっとコミュニティは根源的に何か普遍的なものではないかというようなことも深く議論をされました。豊島区としては、それまでのコミュニティの先行自治体の定義に捉われず、新たな定義づけをしようということ、それを目指しました。

右側の図で少しわかりにくいかもしれませんが、黒白の少し千鳥模様みたいになっている、それがいわゆるコミュニティ、いわゆる人と人とのつながりそのものこそがコミュニティであると、そういう定義をいたしました。そのつながりが土壌になって、その中からさまざま、上に乗っかっております町会、自治会さんでありますとか、さまざまな活動が生まれてくるのだと、そういうコミュニティの考え方を2階建てで考えるという、そういう土壌があって、その中から活動が生まれて、それを基盤として活動が生まれてく

るという、そういう定義づけをいたしました。

前回、そのことを再確認させていただきますとともに、その折の議論の中で、私が大変印象に残っているのですけれども、人と人とのつながりをつくるものは何だろうというときに、A委員が目に見えない信頼のようなものという表現をされて、それが私はとても印象に残っているのです。目に見えない信頼のようなものが人と人をつなげていると。それがベースにあって、初めて地域社会からさまざまな活動が生まれてくるのだという、そういう理解が深まった記憶がございます。まさに、セーフコミュニティというのは、もちろんWHOで目指している仕組みとしてのセーフコミュニティというのは活動のツールでしかないわけですが、もっとそれを掘り下げてセーフコミュニティというものを目に見えない信頼のようなもののある社会というような、そういう普遍的な捉え方をしなければいけないのではないかなというような、前回、A委員の御指摘を受けて感じたところです。ちょっと資料の説明としては不十分ですが、その点について、改めて当時担当した者として御報告させていただきます。

以上です。

**○事務局** 引き続きまして、私から用意させていただいた資料の説明をさせていただきたいと存じます。

資料番号3-1をお取り出しいただきたいと存じます。資料番号3-1でございますけれども、表題が表頭に答申に当たっての考え方というタイトルにさせていただいております。今の段階で答申案という形でお出しするのも、若干、おこがましいような思いもいたします。これまでさまざま議論をさせていただいた中で、審議会としては、諮問に対して審議会としての考え方を示すべきであるということ。できるだけ具体的な条文の何条の何を削って何を加えるのだとか、あるいは何条に何を加えるのだというような条例制定の話というのは、区長あるいは議会の審議の中で決するべきであって、考え方を述べるべきだというような御指摘が多々あったわけでございます。そうしたものを、御指摘を踏まえまして、答申に当たっての考え方というような形で、まず、案ということでございます。これまでの経緯を踏まえさせていただいた上での案ということでございますけれども、一応、事務局ということを務めさせていただいてございまして、これまでさまざまな御意見は頂戴をしておりますけれども、何らかの形で区民ひろばを位置づけ、なおかつ、セーフコミュニティの考え方を盛り込むというような形での案のまとめ方をさせていただいているということで御案内をさせていただきたいと存じます。

まず、1の前文についてということでございます。前文をここに記載をしてあるような考え方で改めると、あるいは、何らかの考え方を前文に取り入れるべきだというようなことが記載をしております。前文について朗読をさせていただきます。後期基本計画策定時に豊島区が目指す姿として、「文化と品格を誇れる価値あるまち」に「安全・安心を創造し続けるまち」が加えられ、さまざまな都市像の集大成として、安全安心創造都市が位置づけられました。また、平成23年3月に東日本大震災の発生により、区民生活の安全・安心の確保についてさらなる必要性が増すこととなっています。安全・安心は区民全員の願いであるとともに、安全・安心の確保は、区民、事業者等、区が協働により推進していかなければならないものです。まさに住民自治によって目指すまちの姿であり、コミュニティと協働の柱となるものです。その目指す姿を地域社会の将来展望の中に加えるべきであると考えますということでございます。

二つ目、コミュニティを基盤とする活動の原則についてということでございます。地域のあらゆる主体が連携し、見守りの目を行き届かせることによって、安全・安心を実現することができます。安全・安心は豊かさの前提にあるものであり、前文の趣旨を明確にするためにも、コミュニティを基盤とする活動の原則の目的に安全・安心の考え方を加えるべきであると考えます。

3、区の役割ということでございます。区民ひろばを位置づけるに当たりまして、ただいま広報課長から御案内をいたしましたように、コミュニティを区民ひろばで養うとか、コミュニティの活動をしろというよ

うなこと、これは完全におこがましいことでありまして、コミュニティをどのような形であるかというのは、区民の皆さんの自発的、自立的な問題であるということをございまして、読ませていただいた後に若干の解説をつけ加えさせていただきたいと存じますけれども、本文でございます。条例制定時に、構想として示されていた地域区民ひろばが、平成18年4月で8地区での本格実施から、現在では18地区、22カ所で運営され、年間利用者72万3,000人、年間事業数は約1万2,000件にもなる事業展開を行なっており、地域における活動の拠点として広く浸透してきました。コミュニティは区民の主体性に委ねられるものであり、区には側面からの支援が求められています。地域区民ひろばの趣旨に鑑み、区民の自発的、主体的な活動を、今後も積極的に支援していくことを明確にする必要があると考えます。

このような形で、自治推進基本条例の中で、後ほど条文で御案内をさせていただきたいと存じますけれども、コミュニティをどうするというようなことではなくて、区の役割として、その一つにコミュニティを基盤とした活動の拠点としての区民ひろばを整備して、それが充実をするように区長は努めなければいけないというような形で、区民ひろばがどうかということではなくて、それが充実できるような形で整備をなさいたいというような形で区長の責務の中にそれを加えたらどうかというような考え方ということをございます。

4、セーフコミュニティについて、セーフコミュニティは地域社会に関わる多様な主体による協働の柱として位置づけられるものであり、横断的な連携・協働を積極的・継続的に推進していかなければなりません。「第4章区政への参加、協働」の中の、「第3節協働」の中に、安全安心創造都市実現のツールとして、豊島区のセーフコミュニティを自治の最高規範である本条例に定義し、明確に位置づけることで、協働のまちづくりの実現を目指すべきであると考えますというような形で、事務局案ということをございますけれどもまとめさせていただいたということをございます。

これまで御指摘がありましたような形で、答申に対して、本委員会がどのような形で考えを述べるのかというような、案の考え方の一つとしてたたき台にいただければと存じますが、前回までの御審議をいただく中で、本委員会としてはそういうような形で答申を述べるべきであるけれども、実際に、その答申に当たって条例がどう変わるのかということを見つめないと具体的な審議はできないという御指摘も一方であったかと考えてございまして、もう一つ、資料を御用意させていただきます。資料番号3-2でございます。何度も申し上げて恐縮ですけれども、答申としては、できるだけ具体的なということではなくて、この委員会の考え方を述べていただくというような形でございますけれども、資料3-2は、これは答申とは別に資料3-1で考えているような考え方を、具体的に自治の推進に関する基本条例の中で反映をさせたらどのようなことになるかという考え方の一つをあらわしたものであるというように御理解を賜りたいと存じます。

例えば、先ほどの3-1と3-2を対照にしながらご覧いただければと存じます。資料番号3-2で左側でございますけれども、自治の推進に関する基本条例、現在の条文が記載をしております、上から前文が丸ごと記載をしております。前文の下から4行目のところに下線が引いてございまして、下線部を読ませていただきます。そして私たちは、地域からの視点とともに、より広い視野で社会を見つめ、まちを訪れる人々とともに、豊島区をさらに豊かなものとして、未来に引き継いでいくことを目指しますという条文になっているわけでございます。これに対して、先ほど資料3-1でご覧いただきました前文についての考え方、安全・安心は区民全員の願いであるとともに、安全・安心の確保は、区民、事業所と区が協働して推進していかなければならないものであると。まさに、住民自治によって目指すまちの姿であって、その目指す姿を地域社会の将来展望の中に加えるべきであるという考え方を先ほど3-1で申し上げたということをございます。その考え方を、この前文の中、下線を引いてあるこの2行の中に入れたものということで、非常にシンプルな訂正でございますけれども、右側でございます。新たに変わったところに下線部が引いて

ございまして、網かけがしてございます。その部分が変わっただけという言い方もできるかもしれませんが、読ませていただきます。そして私たちは、地域からの視点とともに、より広い視野で社会を見つめ、まちを訪れる人々とともに、豊島区をさらに安全・安心で豊かなものとして未来に引き継いでいくことを目指しますというような形で変わるのではないかと考えているところでございます。

次のページをおめくりいただきたいと存じます。左側の欄、上から二つ目のところ、第11条がコミュニティを基盤とする活動の原則について記載をしたものということでございます。先ほど資料番号3-1では、まず、前文をそのように直すという趣旨を踏まえて、コミュニティを基盤とする活動の原則の目的に安全・安心の考え方を加えるべきであると考えますというような文章でございました。そこで、第11条の第2号、下線がしてございますけれども、左側でございます。第2号、区民一人ひとりの生活を豊かにすることを目的とすることという部分でございますけれども、この部分を、先ほどの前文の趣旨を反映させて右側に改正すればこうなるだろうということでございます。第2号、区民一人ひとりの生活を安全・安心で豊かにすることを目的とすることというような形で、コミュニティを基盤とする活動の原則に安全・安心の考え方を盛り込んでいるということでございます。

続いて、第12条に区の役割ということが記載をしてございます。実は、前のページにございますけれども、第4条から第6条の中でさまざまに区民等の定義とか、あるいはコミュニティの考え方に対する部分というものが記載をされた上で、第12条に区の役割ということで記載をしているものでございます。先ほどから御案内をしているように、コミュニティというのは区がどうしようというものではない、あくまで区民の皆さんの自発的な活動を尊重しながら、区はそれを後方から支援をする立場なのだということがこの12条に記載をしているということでございます。

恐縮ですが、12条については第1項から、左の部分ですけれども、読ませていただきたいと存じます。第12条第1項、区は、コミュニティを基盤として活動する区民の主体性を尊重しなければならない。第2項、区長等は、コミュニティを基盤とする活動に対して必要な支援を行なうとともに、この条例の理念にのっとり、多様な活動が連携していくための施策を推進しなければいけないということでございます。

先ほど資料3-1で、区の役割の中で条例制定時にはなかった地域区民ひろばが地域における活動の拠点として広く浸透してきた。地域区民ひろばの趣旨に鑑み、区民の皆さんの自発的、主体的な活動を今後も積極的に支援をしていくのだと。そこで、地域区民ひろばをつくって、そこでやってくださいということではなくて、自発的、主体的な活動を展開していく場所の拠点の一つとして区民ひろばを位置づけ、それを充実させる責務が区にあるというような考え方でございまして、それを12条に新たに加えるとしたら、右側の部分でございまして、新たに第3項を設けまして、前文が下線を引いているところでございまして、新設をするということでございます。区長等は、地域区民ひろばを、コミュニティを基盤とする活動の拠点として位置づけ、その充実に努めなければならないというような形で加えたらどうだろうかと考えているものでございます。当然、これは先ほどの考え方を条例に入れた場合の一つの考え方と御理解を賜ればと考えているところでございます。

先ほどの資料番号3-1の最後、セーフコミュニティについては、豊島区としての安全安心創造都市実現のツールとして、豊島区セーフコミュニティをこの条例に定義をするとともに、協働のまちづくりの実現を目指すべきであるというようなことでございまして、これまでそれに対応するような条文はございませんでした。左側のところを見ていただきますと、第25条に協働の推進という条項がございました。この後ろに今、3-1で述べたようなセーフコミュニティの考え方を盛り込むような条項を新たに設置したらどうだろうかというのが一つの考え方としてなるのではないかとということで、例として示させていただいてございます。

第25条の後ろに第26条を設けるという考え方、右側のところでございます。第26条第1項、セーフコミュニティは、地域の人と人の絆を広げながら、安全・安心と健康の質を高めていくまちづくり活動を行うということでございます。ここでは、安全・安心と健康の質を高めていくまちづくり活動であるという豊島区独自のセーフコミュニティの定義をしているということでございます。加えまして、第2項、区長等は、セーフコミュニティを協働の柱とし、多様な主体による連携協働を進めながら、将来にわたって活動を継続することにより、区民の自発的なまちづくりを推進しなければならないというような形で考え方としてまとめさせていただいたということでございます。

今までの諮問に当たりまして、これまで審議をしていただいた考え方を踏まえた部分と、あるいはちょっと事務局の希望を入れた部分というのがあるかもしれませんけれども、答申案として、とりあえず3-1というような考え方のできるのではないかと。そして、3-1という考え方をとった場合に、具体的な例の一つとして、3-2のような改正があるのではないかとというような形で資料を用意させていただいたということでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○小原会長** はい、御説明をありがとうございました。

最初に、コミュニティという言葉、コミュニティという概念に関して、自治推進基本条例では、そもそもどういう位置づけであったか。それが具体の組織、集団をいうのではなくて、人と人とのつながりをまずはこのだという、その根本について御説明がございました。

それから、続いて、資料3-1と3-2に即して御説明がございましたけれども、繰り返しになりますけれども、答申を出すとする、資料3-1のような形、内容ではございません、このような形を出すのではなかろうかということ、私も事務局と相談をいたしまして、それで、今回の資料をつくっていただいたという次第でございます。書きぶりについては、さまざま御議論はありましよう。全てべき論で書いていますけれども、合意がとれたところはべき論でいくということになりましようし、あるいは、なかなか難しいということであれば、と考えられるというような書きぶりになるかもしれません。そうしたものとしてお示しをした次第でございます。

ただし、これも繰り返しですが、では、条例を実際改正するとなるとどのようなことになるのか。その具体のイメージがないと、資料3-1についても議論はしにくかろうということで、それで資料3-2を出していただいたと、こういうことでございます。

最初のコミュニティに関してですが、A委員、大体よろしゅうございますか。ほかの委員の方からも何かございますでしょうか。もし、よろしければ、資料3-1、3-2に即して、これから1時間ほど時間がございまして、自由に発言をしていただき、また、議論を進めていきたいと思っております。どうぞ、挙手をお願いいたします。どうぞ。

**○P委員** 御苦労さまでございます。Pです。

コミュニティの先ほどのA委員からの話があったもので、もう一回改めて説明してもらって認識が深まったと思うのですが、ちょっと気になったのは、地域区民ひろばは、コミュニティの活動の拠点の一つですよ、一つ。いろんなさまざまな形態があって、コミュニティの場というのがいろいろあるのだと、こうさっきの説明がありました。それで、その一つとして活動の拠点と位置づけをすることは、私は悪くはないと思います。ずっと見てみますと、ちょっと私、懸念していたのは、やはり、条例案がどうなるのかと見たときに位置づけられた3-2のところなのですが、そうしていくと、地域区民ひろばそのものについての考え方を盛り込むことは3-1でわかったのです。では、これを具体化していくと、3-2のような形になっていくのではないかなということに説明があったわけです。

そうしますと、3のところは区の役割というところが第12条にあって、区は、コミュニティを基盤として活動する区民の主体性を尊重しなければならないという大きなものがあって、その2が、区長等は、コミュニティを基盤とする活動に対して必要な支援を行なうためにと、ここで示されている話があるのですよね。ですので、わざわざこの3のところは区民ひろばをという事業そのもの名を入れて、コミュニティを基盤とする活動の拠点として位置づけ、その充実に努めなければならないということは、わざわざここでいう必要があるのかなと。要するに、もうここで既に、2のところはコミュニティを基盤とする活動に対して必要な支援を行なうということが書いてあるではないですか。その充実に努めればいいわけでしょう。区民ひろばそのものは、その一つだと私は思っていたので、これに網羅されているのではないかなと。そうしますと、なぜそういうことをいうかという、一つの事業名そのものは、いろいろ区の事業があるので、それはいろんなコミュニティの場の事業ってたくさんあるではないですか。それをわざわざ地域区民ひろばそのものは確かに活動の拠点なのです、それは異議ないのです。それをわざわざここに3として起こすとなってくると、事業名そのものを入れて、地域区民ひろばをコミュニティの基盤とする活動の拠点として位置づけるということをわざわざいう必要があるのかなと、基本条例の中に、という感じが浮かんだのです。

だったら、ほかのものだって、こういうものを位置づけなさい、こういうものを位置づけなさい、こういうものを位置づけなさいという条例文になってくると思うので、そもそも最初のところで、コミュニティを基盤とするものというのはいっぱいあるのだけど、そのうちは、もうそれは支援するのだと。これにもう、地域区民ひろばというものが入ってしまっているのではないかなと思ったのですよ。だから、これは条例案そのものに考えるとこうなるのだと言われたから、そういう発想になってしまっているのかもしれませんが、答申の考え方そのものについては、私は間違っているとは思いません。別にこれは、区の役割とか、そういうことについては、地域区民ひろばの趣旨に鑑み、積極的に支援していくという、この考え方はいいのですよ。でも、ちょっとそれを入れ込んでしまうと、何でわざわざというか、この事業名を挙げて、わざわざここに、12条3項目に入れる必要があるのかなという一つ疑問が浮かびました。

決して、野党の否定的なという意味ではありませんから、今日は。そういう意味ではありませんから。網羅されているのに、わざわざ基本中の基本の条例にわざわざ事業名を入れること自体が、ちょっと無理があるのかなという視点です。済みません。

○小原会長 ありがとうございます。御指摘の趣旨は非常によく理解できます。

どうぞ、H委員。

○H委員 P委員の反論ではないのですが、私は、当初、第1回目にお話ししたように、区の施策として、自治の推進に関する基本条例に2年間携わって、一生懸命毎日頭を悩ませて考えて、集大成としてこういうのができました。その中には、その当時、区民ひろばも、セーフコミュニティもなかったのです。ただ、その後になりました。それで、区長は、この基本条例の中に区民ひろばとセーフコミュニティを盛り込んで追加してくれないかということで最初は承ったのです。ただ私は、区民ひろばというのは自主運営になるので、第2回目にはその必要はないのではないかと考えておりました。

ただ、基本条例の中にそういうことを組み入れるならば、P委員との反対なのですが、第11条をごらんになっていただきたいのですが、11条の3項、子どもからおとなまで、世代を超えた交流及び学び合いを大切にすること。これがいわゆる区民ひろばの原点なのです。それで、その後には区民ひろばという文言を、区でこの条例の中に入れてほしいということを私も考えました、確かにそうだと思います。それで、第11条の3項がダブっていると、区の役割として、区長等は区民ひろばをコミュニティの基盤とする云々ございます。これは、本当は3のところとダブっている。それから、11条の2も区民一人一人の生活を豊かにすることを目的とすること。こういうのもセーフコミュニティでもダブっているわけです。ただ、区民ひろば

とセーフコミュニティというのを、何か言葉にしておきたいというのが区の考え方ではないかと思っておりますので、11条の3項の子どもからおとなまでというのは、これは区民ひろばのことを言っているということを含めて、今まではことぶきの家という建物、箱だったわけですが、それを区民ひろばに直すということで、世代間の交流を、そして学び合いをしていくということでお話がこういう文言になっているのではないかなと思っておりますので、P委員の反対を言っているわけではないのですけれども、ひとつ私の言っていることもわかってほしいと思います。

あとはいいです。この件に関しては、私の考え方は以上です。ですから、委員長、区民ひろばというのは、ただ、12条の3項に区民ひろばって出てきてしまうから、区民ひろばとは何ぞやという説明が不足しているのではないかなど。区民ひろばって、本当ここから出て、この考え方としては、これはあくまでも答申に当たっての考え方とございまして、これは答申の改正案ということだと思っております。ですから、区民ひろばは、本当、説明不足というか、不親切なところは、区民ひろばってここで初めて出てきて、区民ひろばって何だというのが全然説明がないということをちょっと事務局にお話ししておきたいと、そのように思っております。

以上です。

**OK委員** Kです。よろしく申し上げます。

資料の3-1の2、コミュニティを基盤とする活動の原則についての答申に当たっての考え方ですが、これは特に素朴な疑問として、あくまで、本当に素朴な疑問として聞いていただきたいのですが、コミュニティを基盤とする活動が、全般的に安全・安心を目的にするのかと思ってしまうものですから。そこまで、例えばこの中に将棋サークルの人がいたら申しわけない、将棋とか囲碁は安全・安心を目的とするのだろうか、豊かにすること自体は、何となく非常に包括的な言葉なので理解できるのですが、安全・安心を目的とするまで、このコミュニティを基盤とする活動の原則と言い切っているのだろうかと考えました。前文について、安全・安心を豊かさの前提と盛り込むのはとてもいいと思うのです。前文、理念的なものです。ただ、活動の原則にちょっとそこまで縛らなくてもよいのではないかと、本当に素朴な疑問なのですけれども考えました。

以上です。

**○小原会長** ありがとうございます。

この点、事務局から何か御説明はありますでしょうか。

**○事務局** 前文の中で、改めて安全・安心の確保というのは、住民自治によって目指すべきまちの姿であるということを取り入れた以上というのも変ですけども、逆に取り入れたので、そのコミュニティを基盤とする活動の原則と、この自治基本条例の前提とするコミュニティを基盤とする活動の原則の中に、この前文の考え方を盛り込んだらどうだろうかという一つの考え方として示させていただきました。前文に入れれば十分であるという御意見はもちろんあり得ることであろうと考えて、皆様で御議論をいただければと考えます。

**○小原会長** ありがとうございます。

今日は、私は基本的に聞き役に徹して議論の大勢を見きわめようというつもりなのですが、どうぞ御自由に議論してください。

**○D委員** Dです。

私は質問ではなくて確認ですけども、今やっている前文、自治の推進に関する基本条例の中に、特に3-2のところの項目で安全・安心が追加された。この二つの安全・安心の中の言葉の中には、セーフコミュニティと地域区民ひろばが含まれているということを確認したいと思います。それでよろしいですね。要す



るに、考え方ですから、そこに入れるか入れないかというのは、簡素化すれば、安全・安心でいいわけで、これで私はいいと思うのですが、確認をさせていただきます。

○事務局 資料3-1の前文についてのところの文章をもう一度ごらんを賜りたいと存じますけれども、現在、豊島区では、安全安心創造都市というのが、今、これまで豊島区が取り組んできたさまざまな都市像の中の集大成であると位置づけてございます。その安全安心創造都市というものの実現をするというものの中には、さまざまな施策が当然ながら盛り込まれているということでございまして、そういう意味では、区の施策の全てが盛り込まれているといっても過言ではないと考えてございます。

ただ、ここで言っているのは、とりあえず安全安心創造都市を実現するということが、まず、自治基本条例の中に、住民自治によって目指す、そうしたまちの姿なのだということを前文の中で確認をさせていただくということでございまして、当然、その後に出てまいります、例えば、コミュニティを基盤とする活動の中の拠点として区民ひろばが出てくる、あるいは、区民の皆さんたちと協働して実現していく安全・安心の中にセーフコミュニティというのは当然あるわけでございまして、そういう意味では、包含していると考えられるかなとは思ってございます。かなり、長い言葉をつぎ込んで解釈をさせていただいたということでございますけれども、区としては、そういう全ての施策の集大成というのが安全・安心という言葉の中に盛り込まれていると考えているところでございます。

○A委員 Aです。

当然のことなのですけれども、この答申を出すに当たっては、この委員会の委員の皆さんの全体の御意向に従うということはもちろんなのですけれども、しかしながら、今日お示ししていただいた考え方等々を拝見して、どうしても幾つか疑問に思うことがあるものですから、あえて申し上げておきたいと思えます。

その前に、セーフコミュニティ、この認証を受けてセーフコミュニティということを中心にまちづくりをしていくのだという、そのこと自体は全く賛成なのです、まちづくりのある基本的なコンセプトみたいなものが示されるというのは、逆にこれはとてもいいことだと、区民にとってもわかりやすいことなのだろうと思うので、セーフコミュニティを軸にしていくということに関しては全く反対ではありません、逆に賛成です。

それから、区民ひろばについても、これは全然反対するつもりはなく、今日も数字で示されているように、区民ひろばというのがある種の舞台になって、いろんな関係が結びあわれ活動が生まれて、さまざまな取り組みが行なわれている。そのことはやっぱり高く評価しなければいけないと思えます。

ですから、セーフコミュニティも、区民ひろばも、全く反対をするつもりはないのですけれども、それを自治推進基本条例、自治の推進に関する基本条例に盛り込むということの是非、やっぱり、これは少し慎重に考えたほうがいいだろうと思うのです。それは、まず、自治推進基本条例というものの性格、性質というのをやっぱり考えたほうがいいだろうということがあります。これは、もう既に第1回目の委員会のときかな、示されていたと思えますけれども、区政運営の基本的なベースをなすものがこの条例なわけで、ここにさまざまな具体的な施策、事業というものが、仮に名前だけであれ、載るということは、いろいろ誤解を招く危険性があるだろうと思えます。

例えば、今、ここに来る前に1階からエレベーターに乗って来ましたらば、1階のロビーのエレベーターの横のところに文化庁長官の表彰状というのがあった。青木保さんの表彰状というのが掲げてありましたけれども、安全安心創造都市ということと同時に、文化ということを豊島区は一つの柱にこれまでまちづくりをしていらっしやいましたよね。それにはいろいろ立教大学も協力をさせていただいているのですけれども。その文化は載らないかという話になったときに、どのように反論なさるつもりなのでしょうか、というように、あれが載っていない、これが載っていないという話にどんどんなっていってしまう可能性がある。

なので、区民ひろばも含め、セーフコミュニティも含め、自治推進基本条例にその名前を載せるということはいかがなものかというのが私どもの考え方です。

それで、ちょっと一つ一つ申し上げると、このまま条文の案となるのかどうかは、これからパブリックコメントや議会での御審議もあることだと思いますので、このままなるかどうかはわかりませんが、一応、3-2で示された条文案、例に即して申し上げると、今も御議論がありましたように、前文に安全・安心というある種の理念が示されることは、これからの豊島区の方向性を示すという意味で私は賛成です。ただ、これも済みません、細かいことを申し上げるようですけれども、安全・安心という言葉は、何かわかったようで、よく考えてみると、一体どういうことを意味しているのだろうか、共通の理解が得られているのかどうか、K委員がおっしゃったように、安全・安心というのはどのように定義されるのかということ、これは説明したら、多分すごく長い文章になってしまうのだらうと思いますけれども、どこかに書かれたほうがいいのだらうと思うのです。もし、この基本条例の中に載せるのであれば、前文は特に異論はありません。

その次の第2と書いてある11条の(2)に安全・安心という言葉をつけ加えるという点ですが、ここは、先ほども御意見がありましたけれども、既に多分、安全・安心という理念は示されているので、あえてここで繰り返す必要はないだらうと私は思いました。

それと、ここに安全・安心を載せなくていいだらうと思うことのもう一つの理由は、前文で示されている安全・安心というのは、豊島区をさらに安全・安心でと書いてあります。ですから、これはある種、集合的な概念です。ところが、こちらの11条は、区民一人一人の生活を安全・安心と書いてあるのです。これは個別な概念です。これ両方一緒くたにしていいのでしょうか。多分、安全・安心というのは、それこそどう定義するかということにかかわってきますが、個別の安全・安心というよりは、やはり、集合的に豊島区なり、豊島区民全体なり、豊島区という地域なりが安全・安心のものとして成立していくという、そういう考え方なのではないかなと思うので、区民一人一人の安全・安心ということをあえてここでうたう必要はないだらうと私は思いました。

それから、第3のところですが、第3のところも先ほど御意見があったとおり、12条の(2)で、区長等が支援をすることと書いてあるので、それ以上、また支援ということ、充実に努めるというような言い方をしなくていいだらうと思いますし、それから、ここにもきちんと書いてありますね、26条、協働事業というところにも、区長等は、公益的な目的を共有する活動団体の支援をせよと書いてあります。あえてまた、ここで区民ひろばだけを取り上げてというか、明文化して充実に努めるという必要はないだらうと私は思いました。

それから、第4のセーフコミュニティ、これは26条というのを新たにつけ加えるということのようですけれども、セーフコミュニティ自体には、全く先ほども申し上げましたが、反対しません。だけれども、新しい26条でうたわれていることは、既に自治推進基本条例の中に書かれていることだと思うのです。協働していく、そのためにこういうことをしていくのだという。だから、どうしてもここで、ある種、具体的な施策というか、取り上げて書かなければいけないのかというのは、私としてはちょっと理解できない部分があります。

それと、26条の2ですね、案文ですけれども、将来にわたって活動を継続することによりと書いてありますが、これは非常にひっかかりました。これは、将来の施策を拘束する可能性があるのですよね。自治推進基本条例というのは、例えば、区長さんが変わるとか、多数党が変わるとか、いろいろ施策というのは、今後、区民のもちろん意向を踏まえながら変わっていく可能性はあるわけです。そのときに、また、改正するのですかという、変わるごとに改正するという性質のものではないと思うのです。区民ひろばって、平成18年に区民ひろば条例ができた、そこから始まった施策ですよ、それ以上はなかったのです。先ほどお

話があったように、ことぶきの家みたいなものがあるって変わったという話です。区民ひろばだって、これから先、未来永劫ずっと続いていくかどうかわからない、セーフコミュニティだってそうだと思います。そういうものを自治基本条例に入れてよいのだろうかという、私としてはそういう疑問を感じています。全く個人の疑問ですけれども、最初の前文に入れるのは賛成、はっきりいうとあとは反対というのが私の立場でございます。

済みません、失礼しました。

○小原会長 はい、ありがとうございました。

どうぞ。

○OK委員 質問なのですけれども、今、お話を受けて、また、済みません、本当に素朴な質問で恐縮なのですが、セーフコミュニティ条例みたいなものはあり得るのですか。

○小原会長 今、実は私も事務局に質問しようと思ったのですが、セーフコミュニティというのは施策レベルの問題であって、何かほかの条例で触れているということは全くないですか。

○セーフコミュニティ推進室長 今のところ、ほかの条例にはそういう言葉は出てまいりません。セーフコミュニティというものを、豊島区はまだ正式には認証を取得しておりませんし、ただ、今、検討の中では、震災に関する基本条例の中でセーフコミュニティという言葉を使うという方向で、今、検討がされております。その事務局と話をする中で、やはり、個別の条例の中でセーフコミュニティという言葉を使っていくためにも、自治推進基本条例の中でセーフコミュニティをしっかりと定義してもらいたいということを打ち合わせはしております。

○A委員 たびたび申しわけありません、もう一つだけ。今のお話を聞いていて思ったのだけでも、セーフコミュニティというような考え方というのは、基本構想ではだめなのですかね。基本構想の中に載るのであればすごく納得できるという気がします。

それから、もう一つ、条例という話が出たので一つ申し上げておくと、当然のことながら、区民ひろばには区民ひろば条例というのがあります、この区民ひろば条例の第3条の中に、区民の自主的な活動に対して必要な支援を行なうものとする。ここにも支援と書いてあるね。あっちにもこっちにも支援、区は大変だなと思いますけど。こういう個別の施設、個別の施策に関しては、こういう条例があってこのように支援すると書いてあるのだから、それで十分ではないかなと思いました。

済みません、一言つけ加えさせていただきました。

○セーフコミュニティ推進室長 委員の必要がないのではないかと、なくても言えているよと、言いたいことはこれで言っているのだというお話も、それはそれで確かにそういう見方もあると思います。ただ、豊島区の自治の推進に関する基本条例は豊島区なのですね。とはいっても、今の豊島区の条例も、非常に豊島区らしさは出ていると思うのですけれども。豊島区が安全・安心というものと文化というものが、どっちが大事なのだみたいなお話もありましたけれども、豊島区としては、文化や環境や都市再生や福祉というのは、それは全て安全・安心の基盤の上に成り立つものということで、これは比較する対象ではないと思っております。安全・安心が基盤であって、その上に、初めてさまざまな政策を柱を立てていくことができるのだという考え方なのですね。ですから、そういうことからしても、安全・安心というものを、豊島区がこういう繁華街を抱え、人口密度が高く、また、コミュニティが希薄化しがちな豊島区にとっては、普遍的な課題、それは安全・安心の基盤をしっかりと築いていくこと。その上に初めて文化の華を咲かせることができるということを事務局としては主張したい。それを主張して、ここに読めるのではないかということではなくて、もっと積極的にこれを表現していくこと。それが、豊島区の自治の姿をこの条例の中で、より個人的に区民の皆様に発信していく方法でもあると思っております。ですから、絶対なければ読めないかと言わ

れると、読めると私も思いますけれども、自治の推進に関する基本条例というのは、非常にベーシックな文言でつづられておりますので、それを読み取れるよというよりは、少し浮き彫りをしっかりとディテールを区民の皆様を示したほうが、より一層、この自治の推進に関する基本条例の理念をお伝えすることができるかなと。それが豊島区にとっての個性的な自治の推進に関する基本条例の少しデザインの仕方を加えるということ。それが、最終的には区民の皆さんにアピールになっていくのではないかなと考えております。

○小原会長 ありがとうございます。

ごくごく形式論で言いますと、2回も3回も条例の中に出てくるからだめということではもちろんなくて、豊島区にとって一番根本的な自治の推進に関する基本条例で権威づけるというか、授権をする形にして、あとは枝葉の具体のことは別の条例で決めていくという形にするということ是不思議ではありませんので。問題は形式というよりも、では、基本条例で書くべきことなのかどうかという、そういう判断ということになろうかと思えます。

それで、残り1時間ほどまだありますけども、こういった委員会の審議の仕方として、次回に案を出して、それで答申案はこれでまいりましょう、これでよろしゅうございますねということをお諮りしたい。ひょっとするともう一回ということになるかもしれませんが、その場合に、A案、B案、C案と出して、では、多数決で決めましょうということは普通はやらないと思います。ですので、ほぼ合意がとれたところはべき論で書く、合意がとれていないところはAという考え方とBという考え方がありましたというような形で、要するに、最大公約数というよりも全体をまとめる。そういうプランを出して、それでお諮りを次回したいと思っておりますので、ぜひ、今日はそのための議論をし尽くしたいと思っておりますので、お願いいたします。

どうぞ。

○N委員 私も皆さんのお話を聞いていると至極ごもっともだなと思います。A委員のお話のように前文に入れればいいのかと。それと、P委員が言ったように、確かにそうだなとは思いますが、私、どこかへそ曲がりなのかもしれませんが、先ほどセーフコミュニティ推進室長が話したように、こういう基本条例、いろんな地方の自治体でつくっておられるかもしれませんが、やはり、豊島区らしさという形で、やはり、今回80周年を契機として、セーフコミュニティの認証も受けたり、そういったことで、具体を入れるということによって、より本当に区民の皆様とこれからは協働でやっていく自治という本当に基本中の基本をみんなにわかりやすく理解してもらおうということがこういう条例には必要なのではないかなと思います。

先ほどA委員からお話があったように、将来にわたって活動を継続する。この文言も確かに私もひっかかりましたけれども。実は、やはり18年というのは、私はまだ議員ではなかったのですが、その当時、この条例をつくるに当たっては、大変、その中において区民ひろばの占める割合って大きかったのではないかなと思うのです。18年3月と4月と、本当に同時期にそういうようなあれがあったかと思っておりますので、豊島区の条例を制定するに当たっては、やはり区民ひろば、そのときにH委員みたいに入れておいてくれと言って入っていれば何の問題もなかったのかもしれませんが。そういった意味では、私は今回、区長さんがこういう諮問をしてきたということは、やはり、豊島区の特徴を出すために入れてくれということであれば、やはり、そこら辺は、この委員会ですべてのいろいろな話が出る中で、賛成する人間がいてもいいのかなというように、私はあえてそういう言葉を述べさせていただきます。

それで、先ほど11条と12条の関係についてもお話がありましたけれども、こういう例えば、11条の(3)、子どもからおとなまで世代を超えた交流及び学び合いを大切にすることという、その後に括弧して、ここに区民ひろばとかというのを入れておいたら、それこそわかりやすくなるのかなとか、これはちょっと

条例にはなじまないよと言われたらそれまでなのですが。そうすると、11条でそうやって、ここが区民ひろばと載っていると、その説明とっては変ですけども、12条で役割という形の中で区民ひろばということも具体が出て、H委員のおっしゃるように、区民ひろばって何やっているのとわからない、区民の皆さんにより説明しやすくなっていくのかなと。それとまた、セーフコミュニティと、この前、H委員はおっしゃったけど、セーフコミュニティって豊島区が勝手につくったのだろうみたいな御意見が前回あったかと思うのですが。そのぐらいにセーフコミュニティに対しての考え方は、A委員も、皆さんも、こういう活動は賛成なのだよということがあるのであれば、今のこの時期においては、セーフコミュニティという言葉も入れるのは決して私はやぶさかでないのかなというような気持ちでありますので、本当にもう話を聞いているとA委員のおっしゃるとおりだなと、前文で入っているのだからいいなと私も思いますけども、あえて、ここでこういう委員会ですので違った意見を述べさせていただきました。

その点、さっきの11条のあれはどのようなのですか、そういうのはおかしいのかな、入れては。

**○I委員** おかしいと思いますね。やっぱり、これは区民ひろばだけではないのではないですか、おとなから子どもまで世代を超えた交流の場というのは。それを限定してしまうということになるのではないですか。

以上です。

**○小原会長** はい、ありがとうございました。

**○P委員** 済みません、議論の方向で、決して皆さんが、セーフコミュニティが悪いとか、あるいは区民ひろばが悪いとか、それを活動の拠点にしてはまずいとか、そういうことを言っているわけではないのですよね。要するに、これを盛り込んでおかしいかおかしくないかというところのベースで先生からもお話があったと思うのですが、私は先生と同じ意見なのですよ。要するに、これが表に出て、自治の最高の規範憲法というものに対して、豊島区がこんなものを入れてしまったら、はたから見てもおかしいというような条例案だとみともないのですね。それはやっぱり、先生はいろいろ研究されているので、そういう角度で学者の先生の意見という目線からしたら、条例案そのものについてこんな入ってしまったらおかしいのではないという見方だと思うのです。だから、前文に盛り込めばいいのではないかと、いろいろ議論は出てくると思うのです。

だから、私も個々具体的に一つの事業を条例案そのものに入れ込むことになってくると格好悪くなってしまいう、格好悪いというのか、ちょっと整合的にとれないと、何で、要するに入っているにもかかわらず、わざわざうたうことないのではないかと。だったら、さっきから出ているほかの事業だって、子どもからおとなまで世代を超えた交流の場なんか幾らでもあるではないですか。それから、区民ひろばだけではなくて、いろんなコミュニティの基盤とする施設はいっぱいあるではないか。区長はそれに対して活動の拠点の一つとしてここも位置づけなければならない。ほかだって、位置づける必要があるのではないということになってくるのですよ。

そういうものの規範となるものの、要するに区が一番のものがあるならば、それが本当にそういうふさわしいものになっていいのかというと、ちょっとそれは、条例のそもそもの作成の根本のところの話になってきてしまうので、私はだから、踏み込むこと自体は、それはちょっと審議会の権限としては余りふさわしくないと考えていたほうです、どちらかといえば。どちらかということ、これについて、今日出たからこういう議論になってきているのだと思うのですが、これはあくまでも区長の考え方だと思うのですよ、これはね。でも、考え方そのものについていうと、審議会の考え方という諮問をされていますので、考え方そのものについてはそういうお話があったと思います。だけど、結局、答申が出て、それが区長の思いはこうだから入れてもいいのではないかと安易な話では私はないと思います。一生懸命やっつけいらっしゃるのもわかりま

す。

確かに、区民ひろばをコミュニティの基盤とする活動の拠点ということについてもよくわかります。ただ、それをあえてここに入れる必要がなぜあるのかという根拠が明確にならないまま入れたら、最高の規範となるべきものですよ。だったら、それは区民ひろばと位置づけだけではないではないのと言われたときに、ほかのものだってあるのではないのと言われたときに、どう反論されますか、区民ひろばだけですか、そうではないでしょう。というときに、対外的に見て、何の違和感もないようなものであるべきだと私は思います。

**○H委員** いろいろお話が出て、非常に迷っていますけれども、いずれにしても、豊島区の自治の推進に関する基本条例というのは豊島区の最高規範、憲法ですよ。それにいろいろ文言を入れて、区民ひろばでも、セーフコミュニティでも入れて、それが一つの基本条例をきちっと。そういうことで、後は区民ひろば条例だとかセーフコミュニティの条例をこれからつくるならば、これに全部入れ込んで、この基本条例を最高のものにつくって、全てのものを網羅したものの基本条例をつくって、それで、あとは枝葉としてセーフコミュニティの条例をつくるなり、区民ひろばの条例がもう既にできています。そういうものを枝葉としてやっていけば、文言がダブっていても私は決しておかしくないと思うのです。むしろダブって当たり前だと思うのです。

そういう意味では、やっぱり区長が、今、P委員がおっしゃったように、区長の思いでつくるのではなく、我々の住民、区民の思い入れで立派な基本条例をつくって、その枝葉で後はPTAだとか、学校、インターナショナルセーフスクールなんて入っていませんけれども、本来は、セーフコミュニティとインターナショナルセーフスクールとはまた別個なものだと思うのですよ。そういうのをまた、今度それが認証を受けたら、それをまた入れていかななくてはいけない。また、こういう会議をしなくてはいけないということになると困るので、とにかくもう一回練って練って、とにかく全部網羅したものを基本条例を改正したらいかがでしょうか。私はそう思います。

以上です。

**○小原会長** ありがとうございます。ぜひ、今日は広く御意見を承りたいと思っておりますので、忌憚なく御発言ください。

どうぞ。

**○B委員** A委員が言われたコミュニティという部分が、非常によそは組織とか集団という考え方というところの中に、豊島区は、コミュニティについてはそうではないよと、もっと地域の人と人とのつながりの活動を支える土壌なのだよという特色が非常によく出ている部分だと思うので、別に私は、豊島区の特徴を出すためには、コミュニティの部分のところについて出てくる一つの考え方の安全安心創造都市という中のツールという部分ではセーフコミュニティという部分が入っていてもいいのかなと思います。

ただ、区の役割として、この2項の中に多様な活動が連携していくための施策を推進しなければと言いながら、3条で、今度、区民ひろばをコミュニティの拠点として位置づけ、それを支援して努めなければならないという、何かこの部分はすごくひっかかるので、ここの部分の地域区民ひろばという言葉自体は先ほどいろいろな活動があると、いろんな多様性もあって、いろんな部分が出てくる中で、地域区民ひろばということも出てきた部分だと思うので、そこについては拠点と位置づけるというのは少し狭めているようなところがあるのかなと。考えるのであれば、拠点の一つということなら非常によく理解ができるのかなということで、セーフコミュニティということ自体は、豊島区の特徴とかカラーということであれば、盛り込んでいいのではないかなと思います。

**○O委員** Oです。お疲れさまです。

私、これまでの委員会の中でもいろいろ申し上げてきたのですが、基本的には具体的な施策を、こ

の自治推進基本条例のA委員のおっしゃるように、性格、性質、この条例の存在を考えたときに、具体的施策をうたうことに違和感がある。まず、それが一番なのですけれども。そのことをこの間、2回の会議でも言ってきた、さらに具体的にこういうことを準備されたということは、どういう形でかうたいたいのだろうなという、そういう気持ちはすごく酌み取れて、非常に御努力されている中で、私の中でどう理解しているかと、自分の中でディベートをしてみたりとかいろんなことをしたのですね。

それで、前回の会議のときに、セーフコミュニティは一つの施策ではないと。室長から、これはWHOの施策であるけれども、これは豊島区オリジナルの安全・安心の取り組みであって、一般名詞として捉えてほしいというような言葉もあったわけですね。一般名詞かと思ひまして、それから、区民ひろばも具体的な施策としか初めは本当に捉えられませんでしたし、既にほかの方からも御意見があったとおり、区民ひろばの理念、方向性というのは、既にうたわれているわけですよ。そこをあえて載せるというのは、どのように整理したらいいかなということを自問自答という感じでやってみたのですが、やっぱりしっくりこないですよ。安全・安心という言葉が本当にセーフコミュニティの基本的な考え方で、これをより強調する、それを前文に入れるというのは、百歩譲ってというか、いいかなと思うのですが、やっぱり、この条例の性質上、具体的施策、固有名詞を条文として入れて、しかも、26条のセーフコミュニティの定義までここでうたうということがちょっとなじまないと思うのですよ。このようにうたわれると、セーフコミュニティがWHOの施策なのか、豊島区オリジナルの施策なのか、一般名詞なのか、それもよりわからなくなったのですけれども。これをちょっとまず整理していただきたいのですが、室長いかがでしょうか。

**○セーフコミュニティ推進室長** 私も非常に頭が整理できていない部分もあるのですが、韓国とか台湾の条例をいろいろ聞いてみると、みんな好き勝手にセーフコミュニティを条例の中に、好き勝手にといても、WHOが言いたいであろうところを基本はしっかり押さえた上で、自分たちの解釈をちょっと加えて、自分たちの目標として、セーフコミュニティを定義されているところが幾つかありました。それに対して、WHOに私は聞いたわけではないのですが、支援センターの白石先生にどうなのでしょうかとお聞きしたのですけれども、それは、やはりWHOの協働センターとしては、セーフコミュニティの基本さえ定義の中に抑えていただければ、それをそれぞれの都市の個性を多少加えて広げたとしても、それはいっこうに問題なくて、逆に、それはセーフコミュニティが望むところであるというようなお答えをいただきました。セーフコミュニティという概念は、基本は同じですけれども、それぞれの都市の社会状況や経済状況や、安全・安心のテーマによって全く違ってくる部分もあるので。そこについては柔軟に考えていただいて結構ですというお答えをいただいたところでございます。

ですから、そこは安心して、WHOからこのように定義すると、勝手に定義するのではないというようなことが来ることは逆はないのだと。豊島区が初めてではなくて、ほかにも海外にはそういう例はあるということをお聞きしましたので、ちょっと私も、前回、勝手に発言した部分もあったものですから、自分で裏をとったのですが、これはこれで、WHO認証制度ということに関しては、こういった定義を置くことは、逆に協働センターとしては望むところということだとお聞きいたしました。

**○○委員** それはどの条例かという話ですよ。自治推進基本条例の中で定義するのが適当なのかということについてはちょっと疑問符なわけです。

**○セーフコミュニティ推進室長** 私も、自治推進基本条例というものが台湾や韓国の中であるということ、その中でということではない。そこまでは確認したわけではございません。

**○I委員** この自治推進基本条例の中でうたっているコミュニティというのは基本の基本ですよ。人と人とのつながりから、それが2階建てでというお話をしたと思うのです。私は、そのところはちょっと疑問もあるのです。共同体の中から逆に言うと、逆もあり得るのではないかなという気がして、それはA委員に

会ってお聞きしたいなと思っっているのですけども。でも、ここでいうコミュニティというのは基本の基本で、セーフとついているところを見ると、コミュニティという全体の大きな、いろんな人と人とのつながりの中に、安心・安全という枠をかける感じがすごくするのですね。ですから、ここでセーフとうたってしまうと、コミュニティというそのものの基本的なものが、何か安心・安全という枠組みの中でしか考えられないようなコミュニティと捉えられるのではないかなという気がするのですよね。これはちょっと第一の基本なのです。

ですから、あと、例えば区民ひろばを位置づけしたいということで充実に努めなければいけない。いけないということは、区民ひろばがまだ完全に活動の拠点としては、まだこれからつくっていかなければいけないという途上なわけですから。当然、こういう充実に努めなければいけないという文言がくるのですけども、これは僕はむしろ、ここでうたうべきではなくて、やっぱり、区民ひろばの条例があるならその条例の中でうたうべきではないかなと思うのですね。

それから、あと今、セーフコミュニティというのはということが、今、第4節のところで新しくつくろうということなのですけど。これもセーフコミュニティの、これは要するに意味合いですよね、セーフコミュニティとは何かということをごうたっているわけですよね。だから、これも私はもうこれで、何かコミュニティそのものを限定してしまうような気がちょっとして、これはむしろセーフコミュニティという条例を豊島区がつくって、この中でやっぱり整理していくべきではないかなと少し思うのです。

以上です。

○小原会長 はい、ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○R委員 安全・安心というところにこだわりを持って考えている者として、いろいろ制定にかかわった方々にお聞きしたいのですけれども、これは非常に最高法規性であるという理念条例です。当然、これは条例である以上は、いろいろ区長等を初め、将来の区民をも拘束する、豊島区としての自治の理念だと思っっているのですね。そうした中で、将来において普遍性を持たなければならないと。そういったところから、かなり違和感があるという先ほどまでの御意見だったと思っっているのです。

それで、幾つか安全・安心といったものが、豊島区にとって、それは一施策なのかどうかという、私は違っと思っっております。区民に密着したところでの、やっぱり、根本的な普遍的なものだと、価値だと思っっております。そういった意味で、皆さんも前文の中ではよろしいでしょうという御意見だったと思っっていますが、そもそものところで、ちょっとこの条例をつくられたときに、前文というのは法規性はあるのでしょうか。やっぱり、これは異論というのがあると思っっているのですけど。

○広報課長 一応、前文というのは法規的には拘束性はないと言われておりますが、やはり、そこの前文を基本法とかで憲法に前文を置いている意味というのは、その理念が全体の後の各条文を貫くものであるという、そういう位置づけだと思っっています。

○R委員 実は私もそのように思っっております、だから、厳密な意味では法規性がない。ただ、解釈のよりどころというところにはなると思っっているのですけども。そうしたときに、11条ですね、コミュニティというのは確かに先ほどA委員がおっしゃるとおりだと私も思っっております、人と人とのつながりというところだと思っっています。この11条の意味なのですけれども、コミュニティを基盤とする活動の原則、原則という意味というのはどこにあるのかというところにすごく私はこだわりを持っっているのです。

前文にあるから、ここは繰り返しになるかという、私は違っような気がしております。まずは、やっぱり、法規としてきちんと位置づけるとすれば、やっぱり、ここに入るのがふさわしいのではないかと。

それと、先ほど前文でどなたかおっしゃいましたけれども、豊島区の安全・安心という意味と、この1



1条は、さらに根源的なコミュニティを支える人と人、その活動自体が安全・安心で豊かさを求める、そういう活動にこそ意味があるのだと。それがあって、初めてコミュニティというのが盛り上がっていった自治にまでつながっていく。そういう理解でいるのですけれども、それはどうでしょう。

そうすると、ここに安全・安心ということは、決して、豊島区にとっては一つの政策ではなく、根源的な将来にまでわたって区民が保有し続けなければならない。また、区政もそれを維持して、また、努力していかなければならない究極の価値だと。そうすると、やはり、こことしては、やっぱり根源的なコミュニティを支える人と人とのつながり。そういったところの活動の原点として、やっぱり、区民生活の安全・安心と豊かさ、これがやっぱり、コミュニティを単位とする活動の基本とするという価値ですね。これは将来にわたっても大きな価値があると思っておりますので。ここのところまでは理解できるのではないかなという気はしております。どなたか将棋を指すのも安全・安心ということでしたけど、そうではなくて、根源的な区民生活が安全・安心でなければ、将棋も指していただけないという、そういう意味だろうと思います。ですから、ここのところには私はこだわりを少し持っております。

○小原会長 ありがとうございます。

○L委員 今、R委員が言われたことになんか納得をしております。非常に美しいコミュニティの定義がされていまして、先ほど広報課長が言われた、コミュニティを結ぶものが目に見えない信頼のようなものという言葉が、A委員が言われたのですか、ありましたけれども。まさに、さっきの将棋や囲碁は糊なのかなど。しかも、信頼のようなものを生み出す。ですから、それはどういう活動をしていても、コミュニティの結びつきが強くなるようなものであれば、それは全て最終的に安心・安全を求めるための糊のようなものになっていくという理念をどう1回うまく盛り込めると、非常に安全・安心という言葉が違和感なくはまり込んでいくのかなと思います。つまり、コミュニティが強固に結びつければつくほど安全・安心が達成できるというような概念だと思うのです。そうすると、非常に美しい、一貫性のある論理構成になるのかなと。ただ、その場合にセーフコミュニティという言葉をもどくにはめ込むかというのはまた別の問題にはなってくると思います。コミュニティという言葉にこんな格好いい定義をつけてしまいますと、それにセーフをつけたものは、安全・安心なコミュニティとどこが違うのだという話にもなりかねませんので、極端に言えば、安全・安心なまちはセーフコミュニティであるという定義をしてしまう極論もあろうかと思っております。どんな定義でもオーケーということであれば。

○小原会長 はい、ありがとうございます。

今日は、私は基本は聞き役に徹し、賛成か反対かという実質論は申し上げず、形式論だけ申し上げようと思うのですが、ちょっとよろしいですか。

今の点に関連してなのですが、第10条でコミュニティとはと書いているわけですよ。それで、具体の案文を答申するわけではないのですが、具体的に落として考えると、例えばということで、第26条でセーフコミュニティとはと重ねて書くわけですよ。そうすると、これを合理的に解釈しようとする、コミュニティとはというのは非常に抽象度の高い規定であって、第26条の案で言っているセーフコミュニティとはというのは、そのコミュニティとはという抽象度の高い概念とは異なる、具体の施策のことを指しているのだとしか解釈できないと思うのですが。合理的に解釈しようとする。そうではありませんか、それは変ですよ、コミュニティとはと定義しておいて、また、抽象度の高いセーフコミュニティとはという別の概念が出てくるというのは。そのあたりを後ですごく恨まれそうですけれども、検討なさいましたか。

○事務局 第10条で出ている第1項のコミュニティと、それで第2項では、先ほどから御案内をしたように、コミュニティを1階とした、コミュニティを基盤とした活動のことについて第2項で触れているというのが第10条の構成だろうと思います。一方で、セーフコミュニティというのは、協働の柱でもあるという

ようなことから、協働の部分ですね、第25条以降のところ、改めて一つの施策といえばそういうことだろうと思いますけれども、豊島区が、今、取り組んでいるセーフコミュニティというのをここで改めて定義をしたということでございまして、10条で言っているコミュニティの定義とは異質のものだと考えてございますので、私自身は矛盾していないのではないかと考えてございます。

**○小原会長** と位置づければ矛盾しないということですね。その点には私も異議はございません。

どうぞ、H委員。

**○H委員** 皆さん、いろんな意見を言われておりますけれども、この自治推進基本条例というのは議会で通って、これはもう進んでいっちゃうわけですよ。この文言を改正するという自体ではなくて、原点に会長が返って考えていただきたいのは、これに改正するという意味は、区民ひろばとセーフコミュニティを追加、追記してくださいということを事務局で申し出てきたわけです。それを皆さん方、セーフコミュニティが安心・安全だとかいろいろ意見をおっしゃっていますが、それは基本条例で決まっていることで、これはもう既にスタートしているわけです。議会にも、皆さん方オーケーしたわけでしょう、そうですね。それを今さら云々するのは広報課長に失礼になる。

そうではなくて、区民ひろばとセーフコミュニティの追加した、改正してこの中に追加してくださいというのが当初のスタートの原点に戻ってみるとそうだと思います。それをいいか悪いかを、もう時間もございませんし、あと1回で、あるいは2回で決まるかどうかわかりませんが、本来なら今日決めてオーケーですよと言っていたら、もうちょっと文章を変えてつくっていただければ、ちょっとこの文章では賛成できないところが皆さんあるのではないかと思いますけども。そういうことでひとつ、もうちょっと考えていただければよろしいのではないかと思います。

以上です。

**○P委員** そう簡単なものではないのですよ、あなたのおっしゃるような。自治推進基本条例というものは確かにあって、議決もされて、それはスタートしています、そうです。これに対して文言を入れ込むか入れ込まないかというので、今、議論しているわけでしょう。これが問題だと皆さんおっしゃっているのですよ。だから、要するに個々具体的な問題に入れるものがふさわしいかふさわしくないかという、ふさわしくないという意見が出てくるわけです。

**○H委員** 私はふさわしいと。

**○P委員** だから、それはあなたの意見なのです。だから、それはなぜそのようになるかという、簡単なものではないのですよ。要するに、個々事業のものについていうと、さっきから皆さんがおっしゃっているのは、H委員は一生懸命区民ひろばのことを一生懸命やっているのも知っています。物すごい一生懸命やっている、セーフコミュニティも一生懸命、ミスターと言っているのでしょう、自分でも。だから、それは別に否定していないし、その活動も敬意を表していますし、活動の拠点として位置づけることは決して悪いとは言っていないのです。

しかしながら、それを規範とする自治推進基本条例に盛り込む文言が、ここに入れることがふさわしいかどうかということを確認しているのではないのですよ。では、考え方はどうなのかという諮問なのです。ただ、たまたま今回は条例案に盛り込んでくるとこのようになるのではないかなという事務局案が出てきているので、それはちょっといかなものかなという議論になっているので、そこをよく理解してもらわないと、これを進めてください、進めてくださいと言ったって、最終的に条例案をつくるのは、条例というのは、条例を改正する権限というのは区長とあとは議員なのです。しょうがないのです、これは、そう決まっているのです、地方自治法で、条例案。それを議会でまた審査をするのです。それでもって議決されるのが、要するに条例の改正なのです。ここでは条例改正について議論するのは構わないけど、議決はできないので

す。

**○H委員** よく話はわかりました。いずれにしても、区民ひろば、セーフコミュニティ、皆さん御存じですか、はっきり正確に御存じでしょうか。P委員は上辺だけ言われたって、いずれにしても、区民ひろばというのは豊島区27万人の命を、あるいは財産を預かるぐらいの気持ちでやっております。ということは、22区民ひろばがある。それは各区民ひろばに温度差があるわけです。その8分の1がセーフコミュニティのモデル地区になると。そういうことで、セーフコミュニティと切っても切れない区民ひろばの位置づけがあった上で今回は基本条例の中に入れていただきたいということで来ているので、私はその件を考えていただければありがたいなと思っています。

ですから、文章そのものはどうなるかわかりませんが、やっぱり区民ひろばとセーフコミュニティとインターナショナルセーフスクール等々を含めて、やっぱり基本条例に入れていただくのが一番わかりやすい条例になると思います。

以上です。

**○小原会長** はい、ありがとうございました。

ぜひ、まだ御発言いただいている方にも、この際、御指摘をお願いしたいのですが。

**○K委員** 済みません、私、基本的にはセーフコミュニティという文言そのものを前文に入れることを、これはもちろんありだなと思っております、理由を申し上げますと、もちろんそれが先ほどから議論に出ていますように、条例にふさわしいのかどうかということもちょっと含めていろいろ議論をなさっていると思うのですが、全国津々浦々見てみると、結構ユニークな条例をつくっている自治体もありまして、それがゆえに注目を浴びたり、もちろん、それが注目を浴びればいいのかどうかはちょっと全く置いておいても、それがあってもいいだろうという考えを持っております。

ですから、先ほどから、例えばセーフコミュニティ推進室長がおっしゃっているように、もう豊島区はセーフコミュニティでいくのだという強い思いがあれば、それをやはり前文に打って出て、そういう心意気がいいと思うのですが、そういうことはありではないかと考えます。これも一つの考え方だと思いますし。ですので、もしそのようにする場合には、条例案を条文どうするのかということは、今以上に大変もんでいただかなければいけないのだろうなと思うのですが、豊島区が、以前確か、前回、D委員さんもおっしゃっていたと思いますけども、やはり、日本で初めてのそういうセーフコミュニティということを盛り込んだ条例をつくれるかもしれないということも私は大いに意義があるなと思いますし、また、そのようにセーフコミュニティを盛り込むことで、そこに向かって区民が本当に自発的なまちづくりに携われるという考えもあるのではないかなと思っています。

以上です。

**○E委員** 私も、今、セーフコミュニティに対しては賛成で、H委員がおっしゃっていたみたいに、この条例に載るのはいいと思います。それと、区民ひろばというのは豊島区が初めてつくった区民ひろばですよ。他区でちょっと伺いましたら、区民ひろばというのはほかにはないということ伺いました。今日も杉並区さんとか中野区さんとかにお会いしたのですが、やはり、区民ひろばは豊島区だけの特色のある区民ひろばだと思います。それに対しての条例がここに載ることは私は賛成だと思います。ですから、それがダブらないように載せれば、もっともっとプラスになるかなと思いますが、私の考えは、済みません、余りまとまらなくて申しわけないのですが、そのように考えがまとまりましたので発表させていただきました。

済みません。

**○小原会長** ありがとうございました。

Q委員どうぞ。

**○Q委員** 諮問をした側ですので、委員の皆様方には大変お手数煩わせて恐縮しておりますけれども、区民ひろばに対する区長の非常に強い思い入れがございまして、それが今回の諮問につながったわけでございますけれども。区民ひろばは、既に御説明もさせていただいたかと思うのですが、児童館ですとか、ことぶきの家、他の自治体にもありますそうした施設を、新しい時代にふさわしい施設として活用するという施設の再構築という考え方の中から生まれてきたものなのです。スタートしましたところが、地元の皆様方の大変な御協力があったからこそなのだと思います。区長はこう言うのです、「もう区民ひろばは大化けしたね」と、「これは地域のコミュニティを育成する、醸成する場として最高のものだね」と。「これはぜひ、豊島区の自治推進基本条例の中にきちんと位置づけてもいいようなものではないでしょうか」ということの発言があったのです。それについては、やっぱり手続き上、この推進委員会に諮りをして、それからやるべきことですよということで、それが今回の諮問につながったわけなのです。

私も先ほど来、いろんな御意見を拝聴しております、なるほど、そうかと、十分その辺を事前に事務局も含めて検討した上で、これは可能でしょうか、あるいは不可能でしょうかというようなことをある程度整理した上で諮問すべきだったと反省しておりますけれども。いただきましたものを、何をどこに入れるのか、どういう形で入れるのか、入れるのか入れないのかとかという、いろいろ立法上の問題もありますので。それらの意見を十分に尊重させていただいて、今後ちょっと事務局と相談していきたいというのが今日のいろいろ御意見をお聞きしての感想でございます。

**○小原会長** はい、ありがとうございました。

ややまとめの発言という形でしたが、M委員どうぞ。

**○M委員** いろいろ意見はお聞きしましたが、私は1回目から一貫して、この自治推進基本条例の中にセーフコミュニティと区民ひろばを位置づけたいという区長の思いというか、それを豊島区の特色としてどうしても位置づけたいというような強い決意を感じまして、そのためにはどうしたらいいかなということ、今まで臨んでまいりました。先ほどH委員からも、セーフコミュニティと区民ひろばは切っても切り離せないのだと。まさに本当におっしゃるとおりだと思います。これから、本当に地域のセーフステーションとして、やはり、区民ひろば、セーフコミュニティを載せるのであれば、やはり、区民ひろばの役割というのは、また、改めてここで論じる、要するに明記するという必要も出てくるのかなと私自身は認識しております、そういう意味では、載っける載っけないとかいう、ここになじむかなじまないかというようなお話もありますけれども、先ほどもほかの委員からもありましたように、やはり、今までセーフコミュニティの認証を受けていても、こういった自治体の基本的な条例の中に位置づけているところはどこもない。ただ、それを豊島区があえてやろうと、今回は。その思いは非常に強く感じますし。やはり、先ほど室長からもありましたように、安全・安心は一つの施策ではないのですよと、全ての区民生活の根本なのだということところは非常に納得しますし。私自身もずっと10年間それで取り組んでまいりましたので、ぜひ、ちょっと文章自体がどうなるかはあれですが、答申に当たっての考え方は皆さん、ほぼこれでいいのではないかと思います。やはり、前向きな方向でぜひおまとめいただきたいなと思っております。

**○小原会長** はい、ありがとうございました。

C委員、御発言ございますでしょうか。

**○C委員** ずっとお話を伺っていて、一つちょっと疑問があるのですが、区民ひろばは条例がございませうね。それなのに、ここに入れてしまうということでは、がんじがらめになってしまうのではないのでしょうか。それが一つと。

それから、前回のときに、確かH委員さんからNPOになるのだからほっておいてほしいというようなお話があって、私も、それを伺ったとき、ああ、NPOになるのだったらここで縛るのも何かおかしいなと感

じたのですけれども、それがいまだにずっとしこっています。

以上です。

**○事務局** 提案をさせていただいた事務局からお話をさせていただきたいと存じます。

コミュニティを基盤とした活動の拠点となり得る施設というのは、もちろん御指摘をいただいたように、さまざまな区施設が区の中にございます。しかし、ほかの施設と地域区民ひろばが圧倒的に異なっておりますのは、H委員などの御尽力によりまして自主運営ができています。さまざまな媒体、ただ単に委託した、入っている区民の方が何人かやっているということではなくて、町会初め、PTA初め、地域の皆さんが参加をしている運営協議会が自主運営を行なっている。もちろん何から何までできるわけではなくて、かなり、極限的な事業の運営を担っているところもあれば、さらに、H委員のところのように、今、C委員からも御案内がありましたけれども、NPO法人化をしてきちんと責任であるとか、組織なりを明確にした上で自主運営をやっていると。そういう意味では、他の組織いっぱいありますけれども、施設もいっぱいありますけれども、明確に異なった豊島区の唯一といってもいいかもしれませんけれども、自治の協働を極限に推し進めているようなありようなのではないかと考えているところであります。

それと、もう一つは、がんじがらめになるということではなくて、むしろ拠点として、これをさらに発展できるように援護しろという記載の方法であれば、別にがんじがらめになるというよりは、むしろ順位が上位、最高法規とも言えるような条例の中に区民ひろばを位置づけられることによって、区民ひろばの重要性というものをむしろ知らしめるということであって、決して、その会に公の施設ですから、当然その区民ひろば条例というのを設置しなければいけないのですけれども。その上にさらに、二重に鎖をつけるというようなことではなくて、区民ひろばの重要性をむしろこのところでアピールしているのだと。そういうようなお考えになっていただければと事務局としては考えてございます。

**○H委員** C委員からお叱りをいただいたみたいなのですが、NPO法人としてスタートいたしました。がんじがらめになるということで、確かに前回ほっておいてくれというようなことは、余り乱暴なことは言わなかったですけれども、そういうような発言はいたしました。ただ、その後に会長も御存じでしょうけれども、事務局に私を説得するように、あるいは町会連合会、区民ひろば、そしてセーフコミュニティの代表に出ている私を説得するような文言を書いてきてくれと、案を出してくれということで提案いたしました、課長覚えてますね。

それで、その中で区の役割として、区長等は区民ひろばをコミュニティの基盤とする。いずれにしても、今、NPOになったところで、全部を区民ひろば、箱物から全部、人件費まで全部全てNPOが賄っているわけではないわけですよ。区で、行政でもう80%ぐらいのものは財政をつぎ込んでいただいているわけですよ、大破損とか小破損なんかも含めて。そういうことを含めて、とにかく充実に努めなくてはいけないということの文言を書いていたので、私は区民ひろばもセーフコミュニティも、この条例改正にさせていただいたらいかがかと、C委員、そのように思って今日はころっと変わったわけではございませんので、その辺はちょっと御理解賜りたいと思います。

**○小原会長** はい、ありがとうございます。

ほぼここで言わねばという御意見は出していただきましたでしょうか。

**○O委員** 発言しているのですけれども、区民ひろばに関しては、聞けば聞くほど、私は少しこの条例にはなじまないと思うのです。というのは、ミスター区民ひろばがおっしゃるように、今、区民ひろばは全部整備できるという方向性は示されました。ですが、まだできていないところはあります。できているところでも、自主運営ができているところ、法人化できたところ、それぞれ温度差があります。それは現場の方がそうおっしゃっていることです。

それから、今、Q委員の御発言、大化けした、確かにそうだと思います。発端は、施設のリストラからですよ、財政難の。そこからいろんな形にさま変わりしてきた。これは前の会議でもお話ししましたけれども。この8年の間にいろいろな形をさま変わりしながら、表現するなら脱皮をしながら、いいものにだんだんやってきた。さらに、これからなっていくのだと思うのですよ。私は今、区民ひろばが一番魅力を感じているのは、これからさらに大化けするだろうと思うからです。その魅力を感じているところということは発展途上なのです。まだ完成されていない施策、それを最高規範で、施策の全ての基本的な方向性を示すものというものに具体的な施策として盛り込むというのは、やっぱり、聞けば聞くほどなじまないとは感じてしまいました。

以上です。

**OH委員** お言葉ですけども、いいですか。区民ひろばというのは地域の人間が地域のために地域の皆さんと協働で地域の活性化を含めたものも含めてやっているということを御存じだと思います。ですから、私は池袋本町地区、三方に幹線道路、片方に鉄路に隔離されてしまったようなところで、本当に商店街もシャッター商店になっております。ただ、区民ひろばは、地域の人間が地域の皆さんと地域のためにやっている。それだけが地域の活性のもとになっているということを御承知おきいただきたいと思います。それが合わさってセーフコミュニティにつながってっていると。みんなそれぞれの地域では、22ある区民ひろばでみんなそれぞれ温度差があるわけです。そのやり方をNPOになって、民間で全てをやっているということが一番大事なことではないかと。行政、もちろん経済効果も必ずあります。何億という経済効果が出てくると思います。そういうのも含めて、それが経済効果だけではなくて、地域の活性化にもつながっているということを御承知おきいただければありがたいと存じます。

**OR委員** 今、あたかも何か区民ひろばのですね、皆さんここで区民の方々は、今の区民ひろばって御承知のことだと思うのです。そこでがんばっておられるH委員を初め、そういう活動を誰も多分否定していないと思うのです。根源的な問題は、この自治の推進に関する基本条例の中にそういう具体的なものを入れるのはふさわしいのかふさわしくないのかというところを、もう少し掘り下げて議論してみる。区民ひろばは素晴らしいということは、多分、皆さんわかっているのです。それを入れるというのは、また、別な次元での議論というのを皆さんやっているのだと思うので、決してH委員が言ったことを否定していることではないと思うのですけれども。

それで、私が言いたいのは、要するに、多分これセーフコミュニティということの根源的なものと捉えて、この条例に入れたいと提案した事務局というのは、やはり、地域の人々とのつながりという根本的なもの、そこから自治というものが生まれていく土壌にすると。その活動の中にこういうセーフコミュニティという活動が将来の区民にとってもどれだけ有益なことなのか。そして、それが将来の区政というものに縛るのではなく、根源的な目標という意味で価値を与えるものという捉え方をして理解できるかできないというところがどうも決め手になってくるのかなと。その上で、その拠点となる区民ひろばというのをやっぱり入れるのがふさわしいのか、ふさわしくないのかというのは、将来の区政にもつながってくる部分がありますので、その辺のところやっぱり根源的な議論になってくるのかなという感想でございます。

決して、H委員のやっていることを誰も多分否定はされていない。

**OH委員** そういうことを言っているのではなくて、そういうことで経済効果もあるし、スタートはそうなのでしょう、スタートは。セーフコミュニティと区民ひろばを改正案としてこの中に組み込んでほしいと。

**OO委員** そのことについてという諮問でしょう。だから、是非も含めた諮問。

**OH委員** 是非に入れていただければということで、皆さん、推進委員会ができたと思います。そういうことではないですか。

○小原会長 I 委員どうぞ。

○I 委員 1点だけ、事務局にちょっと確認したいのですが、第4のセーフコミュニティに書いてあるセーフコミュニティとはだと思のですが、地域の人との絆を広めながら云々のこの文章がありますよね。これは、要するに豊島区独自のセーフコミュニティに対する考え方なのかどうかの確認をしたいのです。

○セーフコミュニティ推進室長 独自のものとございます。

○I 委員 ありがとうございます。そうすると、もしも私がこの自治推進基本条例の中にこれを入れるとしたら、このセーフコミュニティとはという文章をどこかに入れ込まないとつじつまが合っていない。これがあくまで豊島区の独自のセーフコミュニティ、要するに国際認証云々ではなくて、豊島区がこれからやろうとしているセーフコミュニティだということをここでうたえば、何かちょっとうまくいくような気がちょっとしましたから。

○小原会長 ありがとうございます。

これで大体、御意見は。最後でよろしいですか、ほかにいらっしゃいますか。どうしてもというので、は、お二人。

○N 委員 今、こうやってお話し合いがあったのは、二つの言葉をこの条例の中に入れることが適切かどうか。これは単なる施策なのだから、施策をこんなところに入れたらおかしいだろうという論点が1点あると思うのです。そうすると、根本的な話になりますと、今、ここに第1章からずっとあって、その中の一つ一つの文言が果たして適切かどうかということだって根本論としてなってしまうと思うのですね。我々が今、今回この諮問を受けた段階においては、そういうものではなくて、あくまで区長さんの今回の文言をあれに入れてくれないかというぐらいであって、それこそ、今、それは一つの施策だとおっしゃる方と、事務局側は、施策ではなくて、これが本当の根本の豊島区の考え方なのだと。そういうことであって、何も区民ひろばも箱物を指しているわけではないし、固有一つのもの区民ひろばを特定しているわけではなくて、区民ひろばという考え方だということを入れてくれと言っていると思いますし、セーフコミュニティもしっかりだと思のです。WHOのセーフコミュニティをここに入れろというのではなくて、豊島区の独自の、もう何回も言うことはないのですが、そういう意味で入っているの、一つ一つの言葉が、レベルだとか、文言の言い方がおかしいということで、もし、今、話し合われるのであれば、それこそ今まで会った人たち、これをつくった方たちは、これがベストだと思ってつくっていただいたのでしょけれども。

この時代が変わってきた今になっては、この文言だとかおかしいというものも出てくるかもしれないということを考えれば、私は、先ほどから言っているように、区長さんの、また、理事者の皆さんというか、事務局の皆さんのこういうものを80周年の豊島区における契機のとこに入れてほしいということで話されている中においては、先ほど隣のM委員が言ったように、私も入れることに対してはやぶさかではないという結論だけを述べさせていただきたいと思います。

○OD 委員 いろいろ伺っていますと、やっぱり、今おっしゃったように、答申に当たっての考え方、前文にあるわけで、ここに文言を入れて、あと、そうでないほかのところのセーフコミュニティ云々とかというのはあと少しかけて、あるいは今まである条文の中でダブっているところが少しどころかかなりダブっているところもあるので、それを削いで、そして、私は前文に入れていただいて、委員会については考え方はこうなのだとすることをきちんと示したほうがいいのではないかなと思うのです。ここで議論してしまうと、文言の問題だとか、今やっている、例えば、スタートしている区民ひろばのとてもいい運動であるし、そういう方法であるし、やっている人が熱心である。そういうことがやっぱり人と人とのつながりで、今、私は前に進んでいると思いますので、ぜひ、前文の中に、要するに考え方の中に入れるのだということを入れて、あとは文章についてはかなりやっぱり削減するところは削減して、もう少し短くするなり、足すべきところ

は足して整理していけば私は問題ないと思います。ぜひ進めてほしいと思います。

○小原会長 はい、ありがとうございました。

そろそろ時間でございますので、それと、大体、意見は承ったかと思っておりますので、まとめの言葉を申し上げますけれども、最大案から最小案まで伺いましたので、それを最大公約数的にではなく、うまく表現できるような仕方を考えたいと思います。繰り返し申し上げておりますけれども、形式論ということで少し述べさせていただくと、自治推進基本条例が抽象度の高い理念的な条例であるということは、これは間違いない。他方でまた、では、そこに具体的な施策を決して入れてはならないかという、そういうことでもなくて、そこに入れてあればこそ、具体の施策が生きてくるということもございまして、例えばでいいますと、今回の問題とは全く別なのですけれども、住民投票という言葉を入れたことによって、まだ条例化は行なわれておりませんが、そこにつながっていくということがございまして、これは基本条例がなければできないことですので、具体の施策を書くということ自体が変だということには恐らく形式的にならないと思います。

他方でですが、ジェットコースターのように上がったりがったりしますが、具体の施策を書いて、例えば、Aというものが重要な施策である、Aというものが重要な施設であるを書くとなると、反対解釈というのが当然生まれてきます。Bという、Cという施策や施設は重要ではないのだという、そういう反対解釈が生まれてしまいますので、そのところは十分慎重に考えて表現しないと、これは具合が悪いということに当然なってしまう。

形式論を申し上げましたけれども、そういった点を踏まえ、そして、今回お出しいただいた皆さんからの御意見を踏まえて、資料の3-1の内容ではなくて、形式ですけれども、こうした形で皆さんに次回お諮りしたいと。できれば、次回で決したいという具合に思っておりますので、事前送付を事務局にお願いすると同時に、皆様にも、多分、2週間余裕があるというようなことはなくて、数日の間に事前送付したのを見ていただくということになるかもしれませんけれども、できるだけ努力は事務局にさせていただきますので、御協力のほど重ねてよろしくお願い申し上げます。

次回の日程に関して、事務局からどうぞ。

○事務局 今回の資料についても非常に直前にお送りしたということでございまして、皆様から、次回の御都合を伺うという余裕がございました。それで、今の段階では、両学識経験者、小原会長とA委員の御都合を伺ってございまして、まず、御両人の御都合がつく日付をまず申し上げたいと存じます。10月23日、24日、11月2日、もしここで皆さんの御都合がつけば非常にいいのかなと考えてございまして、実は、小原会長の御都合はつくけれども、A委員の御都合がつかない日というのがございまして、ちょっと失礼しながら、この日も御案内したいと思っておりますが、10月25日、26日、11月1日、11月6日ということでございまして。お二方の御都合がつくのが10月23、24と11月2日。小原会長はつくけれども、A委員の御都合の悪い日が10月25、26、11月1日、6日ということでございまして。できれば、この中で。

○小原会長 10月24日がだめになってしましまして、申しわけございませんけれども。

○事務局 ということだそうでございます。どういたしましょうか、順々に言っていく皆さんに挙手を。

○小原会長 共通で大丈夫な日を優先して、済みませんけれども、それでお願いいたします。

○事務局 そこからやらせていただきます。

では、10月23日、御都合の悪い方、挙手をお願いしたいのですが。

○事務局 済みません、11月2日、御都合の悪い方。

お二人の御都合のつく日に都合がつかない方というのがいらっしゃいます。どうでしょうか、A委員の御都合のつかない日についても。



○事務局 済みません、では、確認をさせていただきます。

10月25日に御都合のつかない方いらっしゃいますか。お三方ですね、ありがとうございます。

10月26日、御都合のつかない方いらっしゃいますか。お三方。

11月1日いかがでしょうか。11月6日。

申しわけありません。皆様が御都合のつく日というのがなかなか選べないという非常にタイトなスケジュールということでございます。

11月1日ということでいかがでございましょうか。

○小原会長 どのように組んでもお二方どうしても欠席者が出てしまいます。それで、お二方欠席する日の中で二つのうちの一つなのですけれども、A委員とO委員が、御出席がかなわない日でしょうかね。決して意図的に選んでいるわけではございませんので。それと、御意見は十分承って、私自身は十分お二方の御意見をそんたくできると思いますので、それで決めていただければと思うのですが、いかがでございましょう。

11月1日木曜日、18時からということでございますが、よろしゅうございますか。御出席できない委員に対しては、事務局から十分な手当というか対応をしていただくということにいたしまして、恐れ入りますが、11月1日木曜日18時から行ない、できれば、この回で決するというところでよろしゅうございましょうか、基本方針は。

(なし)

ありがとうございました。

ほかに事務局から何か連絡はございますか。

○事務局 いえ、特にございません。よろしくお願ひいたします。

今回は、資料の送付、非常に間際になったり、あるいは届いていなかったというような御指摘も頂戴いたしました。大変、失礼をいたしました。次回はそういうことのないようにいたします。

○小原会長 よろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。

やや時間は過ぎておりますけれども、ほぼ定刻どおり、皆様の御協力で有意義な会議ができました。

どうもありがとうございました。次回も御協力のほどよろしくお願ひいたします。

会議の結果	(1)次回日程は11月1日とし、事務局よりあらためて通知する。
-------	---------------------------------

提出された資料等	<p>【資料】</p> <p>3-1 答申にあたっての考え方</p> <p>3-2 具体例</p> <p>【参考資料】</p> <p>3-1 コミュニティについて</p>
----------	---